

岩手県教育委員会告示第2号

岩手県文化財保護条例（昭和51年岩手県条例第44号）第5条第3項の規定により、次のとおり岩手県指定有形文化財の指定が解除された。

平成21年7月31日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎安弘

| 指定番号   | 種別 | 名称      | 員数 | 所有者               | 解除年月日      |
|--------|----|---------|----|-------------------|------------|
| 有第118号 | 彫刻 | 銅造聖観音立像 | 1体 | 盛岡市北山一丁目13番5号 源勝寺 | 平成21年7月10日 |